



6 補装具・日常生活用具の支給

◆補装具費の支給

身 難

問合せ先

障害者福祉課 総合相談担当
TEL (5211) 4217 / FAX (3556) 1223

身体障害のある方や難病患者等が日常生活や就学・就労のために身体機能を補完・代替する補装具を購入・修理・借受けする場合、補装具費を支給します。

内 容	しょうがいつ 障害別	ほ しょうぐ 補装具
	しかくしょうがいしゃ じ 視覚障害者 (児)	もうじんあんぜん ぎがんに きょうせいめがね じゃくしめがね しょうこうめがね 眼鏡、遮光眼鏡
	ちやうかくしょうがいしゃ じ 聴覚障害者 (児)	ほちやうき 補聴器
	したいふじゆうしゃ じ 肢体不自由者 (児)	ぎしゆ ぎそく そうぐ くるま でんどうくるま 歩行器、歩行補助つえ (T字つえは日常生活用具)、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置
	したいふじゆうじ さいみまん 肢体不自由児 (18歳未満)	ざいほじ きりつほじぐ とうぶほじぐ 座位保持具、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
	ないぶしょうがいしゃ じ 内部障害者 (児)	くるま 車いす
	なんびやうかんじやとう 難病患者等	くるま でんどうくるま じゆうどしょうがいしゃ いし 車いす、電動車いす、重度障害者意思伝達装置、靴型装具、歩行器など

※借受けの種類は限られます。詳しくは窓口でご相談ください。

対 象 身体障害者手帳をお持ちの方及び障害者総合支援法の対象となる難病患者等 (対象疾病 136 ~ 138 ページ参照)

※本人または配偶者 (障害児の場合は扶養義務者及びその配偶者) のうち、住民税 (区民税) 所得割 46 万円以上の方がいる場合は対象になりません。

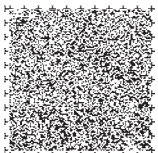
※介護保険、労災など他の制度が優先適用されます。

※治療用装具は医療保険による給付が受けられるため、対象にはなりません。

利 用 料 原則として基準額の範囲でかかった費用の 1 割が利用者負担となります (所得に応じて月額 37,200 円の負担上限額があります)。

※基準額を超えて購入や修理を行う場合は、超えた額は利用者の負担となります。

※住民税非課税世帯・生活保護世帯については、1 割の負担はありません。



【申請から支給まで】

支給決定を受ける前に購入・修理・借受けをされた用具は支給対象になりません。必ず事前にご相談ください。

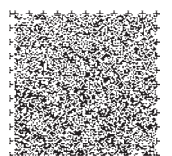
1. 相談 補装具の種目により医師意見書が必要な場合は用紙をお渡しします。
2. 申請 申請書、意見書を区に提出
3. 判定 補装具の種目により、以下の判定方法があります。

東京都心身障害者福祉センターで直接判定	義肢、装具、電動車いす、座位保持装置など
東京都心身障害者福祉センターで書類判定	重度難聴用補聴器など
区で書類判定	眼鏡、高度難聴用補聴器（片耳）、歩行器など
区で身体障害者手帳の障害名などにより判断	盲人安全つえ、歩行補助つえなど

※車いすは形式等により判定方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※直接判定は、利用者が東京都心身障害者福祉センターに行き、直接判定を受けるものです（判定の予約は区を通して行います）。また、書類判定は、指定医等作成の意見書により判定を行うものです。

4. 業者選定 見積書を区に提出
5. 支給決定 支給決定通知書・支給券の交付
6. 納品 利用者負担額を業者にお支払いください。



◆ **日常生活用具費等の支給**

身 知

問合せ先

障害者福祉課 総合相談担当

TEL (5211) 4217 / FAX (3556) 1223

身体や知的に重度の障害のある方や、難病患者等が、円滑な日常生活を送るための用具の支給や住宅改修費を支給します。

内 容

【支給種目】

1. 介護・訓練支援用具
2. 自立生活支援用具
3. 在宅療養等支援用具
4. 情報・意思疎通支援用具
5. 排泄管理支援用具
6. 住宅改修

※詳細は別表（148～152ページ）のとおりです

対 象

身体や知的に重度の障害のある方、難病患者等

※品目により対象となる障害等が異なります。

※現金支給ができませんので、用具等を買う前にご相談ください。

※介護保険制度が利用できる方は、介護保険制度をご利用ください。

利 用 料

所得状況	利用料
生活保護受給世帯 / 区民税非課税世帯	無料
区民税課税で所得割課税額 46 万円以上の者がいない世帯	1 割負担 (負担上限額 37,200 円)
区民税所得割課税額 46 万円以上の者がいる世帯	支給対象外 (全額負担)

※所得確認の範囲

用具等を利用する者	所得確認の範囲
18 歳以上	障害者並びに配偶者
18 歳以下 / 施設に入所する 20 歳未満	保護者の属する住民基本台帳での世帯

